

# ごみ集積所について

## 届出

### 一般住宅の集積所

地域での話し合いで場所を選定し、必要な承諾・許可を得たうえで、届出をします。

### 集合住宅の集積所

大家、または不動産管理会社が届出者となります。

### 届出書類

- ①届出書
- ②土地所有者の承諾書
- ③利用者名簿

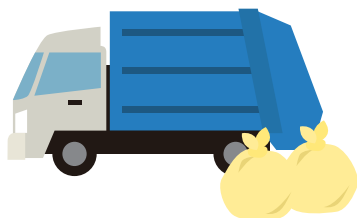
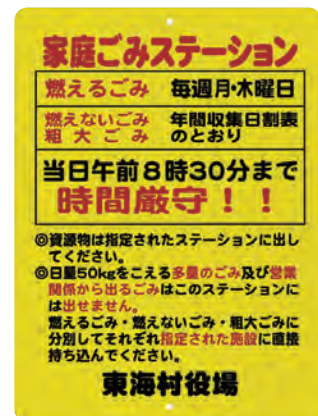
※様式は東海村ホームページからダウンロードできます。

## 手順

- ① 設置する場所を探します。  
設置に必要な世帯数は、原則として一般住宅は10世帯以上、集合住宅は4世帯以上です。
- ② 土地所有者及び隣接地の土地所有者等、関係者の承諾を得ます。
- ③ 清掃センター（ごみゼロ推進室）へ届出をします。
- ④ 現地確認及び承諾書が発行された後、収集開始となります。  
※届出から収集開始まで2週間ほどかかります。

## 集積所の維持管理

- 管理・清掃については、利用者の皆さんで行ってください。
- 鳥獣害（カラス等）対策に努めましょう。
- 集積所の利用者に断りなくごみを出すことは、トラブルの原因となるのでやめましょう。



集積所には看板が設置してあります。（内容の古いもの等は交換できますので、清掃センターまでご連絡ください）